このしおりは、貸与申請後も引き続き必要となりますので大切に保管してください。

令和８年度

静岡県教育奨学金(貸与型)
予約採用者募集のしおり

貸与種別	高等学校	中等教育学校の後期課程	特別支援学校高等部の本科	高等専門学校	専修学校の高等課程
教育資金	○	○	○		○
奨学金	○	○		○	

⋆★はじめに★⋆

静岡県では、高等学校などに在学する生徒を対象とした「教育資金」「奨学金」の２種類の**貸付金**（総称して「教育奨学金」といいます。）の貸与事業を行っています。

予約採用とは、令和８年４月に高等学校等に進学を希望している現中学３年生を対象に、安心して勉学に励めるよう入学前に教育奨学金の貸与の内定を行うものです。

予約採用に応募しない場合であっても、高等学校等入学後に申し込みができます。

教育奨学金は、**生徒本人に貸与する貸付金**です。卒業後、**貸与を受けた教育奨学金は必ず返還することを承知したうえで申請してください。返還が滞ると、弁護士事務所等の債権回収や法的措置を取る**場合もあります。

貸与を希望する場合は、この募集のしおりをよく読み、家族の方と相談し、将来の生活設計をきちんと考えた上で、**生徒本人が書類を作成**してください。

学校への提出期限　　月　　日

※ただし、県外の学校に在学している方は 12 月 12 日（金）までに県に提出してください。（郵送可）

静 岡 県 教 育 委 員 会 ／ 静 岡 県 健 康 福 祉 部

目　次　等

制度の概要及び申請手続き

Ⅰ　教育奨学生募集の概要　・・・・・・・・・・・・・　２

Ⅱ　教育奨学金の申請について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

教育資金　----------　４

奨学金　----------　６

Ⅲ　申請後の手続きについて　・・・・・・・・・・・・　１０

様式、規則・要綱

記入例・様式集　・・・・・・・・・・・・・　１１

貸与規則・要綱　・・・・・・・・・・・・・　３８

《 参考：教育奨学金予約採用者に係る貸与の流れ 》

① **教育奨学金貸与申請書等を提出**　※ 生徒 → 学校 → 静岡県教育委員会

⇩ ・提出期限：学校が定めた日（学校の奨学金担当教職員に確認してください）

② **静岡県教育委員会で審査・内諾可否通知を送付**　※静岡県教育委員会 → 学校 → 生徒

⇩ ・内諾可否の通知は１月中旬～下旬頃に学校経由で送付します。
・氏名、住所等変更が生じた場合や、辞退したい場合は随時関係書類を提出

---------- 高校入学後 ----------

⇩

③ **「高等学校等入学届」「在学証明書」提出**　※生徒 → 進学先高校 → 静岡県教育委員会

⇩

④ **静岡県教育委員会で審査・決定可否通知を送付**　※静岡県教育委員会 → 学校 → 生徒

⇩

⑤ **「誓約書」「印鑑登録証明書（２名分）」提出**　※生徒 → 学校 → 静岡県教育委員会

⇩ ・短い期間での提出となるため、事前に連帯保証人への依頼等準備をお願いします

⑥ **教育奨学金の振り込み（４・６・８・10・12・２月末頃／指定口座へ振り込み）**

⇩ ・氏名、住所、口座等変更が生じた場合や、転学・退学・休学等が生じた場合は随時関係書類提出

⑦ **進級：返還猶予関係書類提出（進級後も貸与を希望する場合は進級後の４月に再度申請）**
卒業：返還猶予又は返還開始関係書類提出
※当年度の２月～３月頃に関係書類を学校宛てに送付します。

【個人情報の保護について】

申請時に取得した個人情報は、教育奨学金貸与・返還業務のために利用されます。

この目的の適正な範囲内において、いただいた個人情報は、学校・金融機関・業務委託先・弁護士に必要に応じて提供されます。

Ⅰ　令和８年度教育奨学金予約採用者募集の概要

<table>
<tr><th>種　類</th><th>教育資金</th><th>奨学金</th></tr>
<tr><td>対象学校
種別</td><td>高等学校、中等教育学校の後期課程、
特別支援学校高等部の本科、専修学校の高等課程</td><td>高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校</td></tr>
<tr><td>対　象　者</td><td>次のすべてに該当すること
①　中学校１年から２年までの全教科の評定平均値が原則3.5以上であること。
②　主たる家計支持者の認定所得額が、収入基準額以下であること。

【主たる家計支持者の収入の目安】
<table>
<tr><th>区　分</th><th>給与収入のみの場合
(収入金額・税込)</th><th>給与収入以外の場合
(収入金額－必要経費)</th></tr>
<tr><td>３人世帯</td><td>７３６万円</td><td>２９２万円</td></tr>
<tr><td>４人世帯</td><td>８０７万円</td><td>３４２万円</td></tr>
<tr><td>５人世帯</td><td>８３７万円</td><td>３６３万円</td></tr>
</table>
※ ３人世帯：父、母、本人
※ ４人世帯：父、母、本人、兄又は姉が高校生（国公立自宅通学）
※ ５人世帯：上記４人世帯に祖父又は祖母を追加
・ この金額以上であっても、家族の状況により基準を満たす場合があります。</td><td>次のいずれかに該当すること
①　申請者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている
※ ただし、申請前に福祉事務所等の担当者に相談してください。
②　主たる家計支持者が、地方税法の規定により令和５年度分の市町民税が非課税になっている(P6 エ(イ))
③　主たる家計支持者が、地方税法の規定により令和５年度分の市町民税が減額になっている（P6 エ（ウ））
④　申請者の属する世帯全員の令和５年分又は令和６年分の収入合計が、生活保護法における基準額の 1.5 倍以下
【世帯全員の収入の目安】（生活保護基準額1.5倍）
<table>
<tr><th>居住地</th><th>静岡市
浜松市
沼津市
熱海市
伊東市</th><th>三島市
富士市</th><th>御前崎市
菊川市
牧之原市
賀茂郡
榛原郡
周智郡</th><th>その他</th></tr>
<tr><td>３人世帯</td><td>320 万円</td><td>306 万円</td><td>278 万円</td><td>292 万円</td></tr>
<tr><td>４人世帯</td><td>425 万円</td><td>405 万円</td><td>360 万円</td><td>380 万円</td></tr>
<tr><td>５人世帯</td><td>465 万円</td><td>445 万円</td><td>400 万円</td><td>420 万円</td></tr>
</table>
※3人世帯：父44 歳、母41 歳、本人14 歳、持家
※4人世帯：上記３人世帯に兄又は姉16 歳を追加
※5人世帯：上記４人世帯に祖父又は祖母64 歳を追加
・ 基準額は世帯員の年齢等の家族構成等によって異なります。
・ この金額以上であっても、家族の状況により基準を満たす場合があります。</td></tr>
<tr><td>併用申請
できない貸付金</td><td colspan="2">母子父子寡婦福祉資金のうち修学資金、静岡県定時制通信制課程修学資金、他の都道府県が行っているこれらに準ずる資金や奨学金と同時に借りることはできません。
（なお、市町や民間が行っている奨学金等の中にも、同時に借りることができないものがありますので、利用を予定している場合は各自で確認してください。）</td></tr>
<tr><td>保 証 人</td><td colspan="2">連帯保証人２名（教育奨学生と同等の返還義務を負う）
うち① 保護者・・・１名
② 原則４親等以内の親族で、申請者及びその保護者と別に独立して生計を営む者・・・１名
※ 未成年の者や、成年であっても無収入の者、破産している者、教育奨学生・修学資金貸与者で返還が完済していない者は、連帯保証人にはなれません。</td></tr>
<tr><td>利息</td><td colspan="2">無利子</td></tr>
<tr><td>返還</td><td>期間：貸与を受けた金額により異なる
※参考　国公立自宅通学１年間貸与　　５年以内
私立自宅外通学３年間貸与　１２年以内</td><td>期間：20 年以内で本人が設定</td></tr>
<tr><td>延滞利息</td><td colspan="2">教育奨学金元金は無利子ですが、返還金が指定された日までに返還されない場合は、年 10.75%の返還金延滞利息を返還金とは別に納付していただきます。（延滞利息＝返還額×10.75%×延滞日数／365 日）</td></tr>
<tr><td>スケジュール</td><td colspan="2">予約採用者内定：令和8年1月中旬　→　貸与決定：令和8年4月中旬　→　振込（予定）：4月末日</td></tr>
</table>

（注）・申請できるのは上記のどちらか一つですので、十分検討して申請してください。

・市町村民税の**所得割額が非課税の世帯の場合、返済不要の奨学給付金制度**がありますので、そちらを活用することで、貸付金が不要になる場合があります。申請前に再度検討してください。（例年６～７月頃に学校経由で案内予定）

・卒業後返還が生じます。**返還が滞ると、弁護士事務所等の債権回収や法的措置を取る**場合もありますので御承知おきください。

Ⅱ　教育奨学金の申請について

1　教育奨学金の目的

静岡県では、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、学資を貸与して教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る人材を育成することを目的として奨学金制度を設けました。

県から学資の貸与を受ける生徒を「教育奨学生」といい、貸与される学資を「教育奨学金」といいます。教育奨学生は、教育奨学金の貸与を希望する人の中から選考の上決定されます。

教育奨学金は県民や国民の尊い税金が原資となっていて、その上で制度が成り立っています。卒業後返還されるお金は後輩の教育奨学金として再び活用される仕組みになっていますので、貸与を受けた人が決められた期間内にきちんと返還し、後輩のみなさんが経済的な心配をすることなく安心して勉学に励めるよう支えていくことが大切になります。

2　教育奨学生の心得

教育奨学生は、県が定める静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則を守り、学校の指導に従うとともに、教育奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。

したがって、勉学の意欲がなかったり、学校内外の規律を乱すなど、教育奨学生としてふさわしくないと認められたときは、教育奨学金の貸与契約が解除されることになります。

3　貸与金額

区　分	教育資金及び奨学金			
	国公立の学校		私立の学校	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
月　額	18,000円	23,000円	30,000円	35,000円

4　貸与方法等

⑴　教育奨学金は、原則として教育奨学生名義の預金口座への振込みにより貸与します。

教育奨学生名義の預金口座がない場合は、やむを得ず保護者名義の預金口座へ振込みにより貸与します。

⑵　予約採用の教育奨学金は、下表に示す貸与月の末日までに振込みます。

貸与月	対　象	教育資金及び奨学金			
		国公立の学校		私立の学校	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
4月	4月分	18,000円	23,000円	30,000円	35,000円
6月	5月及び6月分	36,000円	46,000円	60,000円	70,000円
8月	7月及び8月分	36,000円	46,000円	60,000円	70,000円
１０月	9月及び10月分	36,000円	46,000円	60,000円	70,000円
１２月	11月及び12月分	36,000円	46,000円	60,000円	70,000円
2月	１月から３月分	54,000円	69,000円	90,000円	105,000円
年　額		216,000円	276,000円	360,000円	420,000円

⑶　教育奨学金は無利息です。

ただし、返還開始後、指定された納期限までに返還金を納付しなかった場合は、年10.75%の延滞利息を納めなければなりません。

５－１　教　育　資　金

(1)　申請の資格

申請の資格は、次の各項のすべてに該当する方です。

ア　保護者が県内に住所を有していること。（単身赴任等の理由により県外に居住している場合を含む。）

イ　学校教育法（以下「法」という。）による中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部における最終学年に在学していること。

ウ　法による高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部の本科並びに専修学校の高等課程に令和８年度に進学を希望していること。
（奨学金とは異なりますので御注意ください。）

エ　中学校第１学年から第２学年までの全教科の評定平均値が原則３.５以上であること。

オ　令和６年又は令和７年において、世帯の主たる家計支持者の収入金額から所得金額を算出し、その金額から特別控除額を差し引いた認定所得金額が収入基準額以下であること。

【収入基準額の目安】

区　分	給与収入のみの場合 （収入金額・税込）	給与収入以外の場合 （収入金額－必要経費）
３人世帯 （例）父、母、本人	７３６万円	２９２万円
４人世帯 （例）上記の３人世帯に兄又は姉を追加	８０７万円	３４２万円
５人世帯 （例）上記の４人世帯に祖父又は祖母を追加	８３７万円	３６３万円

★この金額以上でも、家族の状況により基準を満たすことがあります。

※ 生活保護を受けている方の申請について

平成17年４月から生活保護制度の改正により、高校生に対する公立学校授業料相当額、教科書及び通学費等の費用について、「給付」が受けられるようになりました。

貸付金等の貸与を受けることで「給付」の一部が受けられなくなることがありますので、必ず福祉事務所又は県健康福祉センターの担当者と相談の上で申請してください。

(2)　貸与期間

ア　貸与期間は１年（申請年度限り）です。

翌年度も引き続き貸与を受けるには改めて貸与申請が必要ですが、簡易な手続により貸与決定を受けることができます。

ただし、その学校の正規の修業年限（全日制の場合は３年、定時制課程又は通信制課程の場合は４年）を超えて貸与を受けることはできません。

イ　同一学年を重ねて履修する場合、前年度以前の同一学年において教育奨学金の貸与を受けていない期間がある場合に限り、その受けていない期間分について貸与を受けることができます。

(3) 教育資金の提出書類

1　教育奨学金貸与申請書　(P17)
2　家計等調書　(P18-19)
3　世帯全員の住民票原本（直近３か月以内のもの）
　※マイナンバー記載なし・本籍地と続柄記載ありのものを取得してください
4　収入証明関係書類（主たる家計支持者分（収入が最も多い者））※下表参照
5　口座振込依頼書(委任状)　(P21)

項　目			主な添付書類
家計等調書の１関係	年額で証明する場合	勤労収入の場合	令和６年分源泉徴収票の写し
		事業収入の場合	令和６年分確定申告書の控えの写し ＋青色申告決算書(青色)又は収支内訳書(白色)の写し (税務署等の受付印がない場合は、収入申告書(P23)、e-Tax による提出をした場合は、送信票の写しも添付)
		年金･児童扶養手当･生活保護等による収入がある場合	受給者の氏名、最新の金額及び内容が確認できる書類 (例)最新の年金改定通知書の写し (例)最新の児童扶養手当支払通知書の写し (例)生活保護受給証明書
		上記書類の提出ができない場合	令和７年度(令和６年分)課税証明書
	月額で証明する場合	最近就職・転職した場合(右記のいずれか)	給与証明書(P22)※事業主に証明を依頼してください 直近３ヶ月分の給与明細書と前年の賞与明細書の写し 収入申告書(P23)（上記により難いときのみ)
		失業している場合	失業給付の受給額(見込額を含む)がわかる書類の写し ＋本人からの申立書(失業に至った経緯・求職活動の状況等を詳細に記載したもの)
	退職した者又は退職予定がある者の場合		上記いずれかの書類 ＋退職(予定)証明書等の写し
家計等調書の２関係	イ 障害のある人がいる世帯の場合(右記のいずれか)		障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳又は療育手帳の写し
	ウ 主たる家計支持者が別居している世帯の場合		経費内訳調書(P24) ＋別居のため特別に支出している住居費、光熱水費、家具、家事用品等購入実費の領収書等の写し
	エ 長期(６ヶ月以上)に療養中の人又は療養を必要とする人がいる世帯の場合		経費内訳調書(P24) ＋治療に係る診察代、治療代、医薬品の領収書等の写し
	オ 申請の前年から申請時までに火災･風水害又は盗難などの被害を受けた世帯の場合		経費内訳調書(P24) ＋積算書類の写し ＋罹災証明書又は被害(盗難)届証明書

※該当項目について必要書類を添付してください。

５－２　奨 学 金

(1)　申請の資格

申請の資格は、次の各項のすべてに該当する者とします。

ア　保護者が県内に住所を有していること。（単身赴任等の理由により県外に居住している場合を含む。）

イ　学校教育法（以下「法」という。）に定める中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部における最終学年に在学していること。

ウ　法に定める**高等学校**、**中等教育学校の後期課程**又は**高等専門学校**に令和８年度に進学を希望していること。（教育資金とは異なりますので御注意ください。）

エ　次の(ｱ)から(ｴ)のいずれかに該当すること。

(ｱ)　令和７年度において生活保護法による保護を受けた世帯に属する者

(ｲ)　主たる家計支持者が、障害者、寡婦(夫)のいずれかに該当しており、令和７年度の市町村民税が非課税となっている者

(ｳ)　主たる家計支持者が、地方税法第323条に基づき市町村条例の定めるところより令和７年度の市町村民税が減免となっている者

(ｴ)　令和６年又は令和７年において世帯の全収入額（年収）が生活保護法の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額（年収に換算）の1.5倍以下であること。

（収入基準額の目安）

居住地	静岡市、浜松市 沼津市、熱海市 伊東市	三島市 富士市	御前崎市、菊川市 牧之原市、賀茂郡 榛原郡、周智郡	その他
３人世帯 （例）父44歳、母41歳、本人14歳、持家	３２０万円	３０６万円	２７８万円	２９２万円
４人世帯 （例）上記３人世帯に兄又は姉16歳を追加	４２５万円	４０５万円	３６０万円	３８０万円
５人世帯 （例）上記４人世帯に祖父又は祖母64歳を追加	４６５万円	４４５万円	４００万円	４２０万円

★この金額以上でも、家族の状況により基準を満たすことがあります。

※ 生活保護を受けている方の申請について

平成17年４月から生活保護制度の改正により、高校生に対する公立学校授業料相当額、教科書及び通学費等の費用について、「給付」が受けられるようになりました。

貸付金等の貸与を受けることで「給付」の一部が受けられなくなることがありますので、必ず市福祉事務所又は県健康福祉センターの担当者と相談の上で申請してください。

(2)　貸与期間

ア　貸与期間は１年（申請年度限り）です。

翌年度も貸与を受けるためには、改めて初回と同様の書類一式を提出し申請する必要があります。

ただし、その学校の正規の修業年限（全日制の場合は３年、定時制課程又は通信制課程の場合は４年）を超えて貸与を受けることはできません。

イ　同一学年を重ねて履修する場合、前年度以前の同一学年において教育奨学金の貸与を受けていない期間がある場合に限り、その受けていない期間分について貸与を受けることができます。

(3) 奨学金の提出書類

1　教育奨学金貸与申請書(P17)
2　家計調書(P20)
3　世帯全員の住民票原本（直近３か月以内のもの）
　※マイナンバー記載なし・本籍地と続柄記載ありのものを取得してください。
4　世帯全員分の収入証明関係書類（下表参照）
5　口座振込依頼書(委任状)(P21)

<table>
<tr><th colspan="4">家計の状況等</th><th>主な添付書類</th></tr>
<tr><td colspan="4">ⅰ　生活保護世帯</td><td>市福祉事務所長県健康福祉センター所長の発行する生活保護受給証明書</td></tr>
<tr><td colspan="4">ⅱ　地方税法第295条第１項による市町村民税が非課税(右記のいずれか)</td><td>令和７年度(令和６年分)課税証明書
令和７年度非課税証明書</td></tr>
<tr><td colspan="4">ⅲ　地方税法第323条に基づく市町村条例の定めにより市町村民税が減免</td><td>減免を通知する書類の写し
＋令和７年度(令和６年分)課税証明書</td></tr>
<tr><td colspan="5">ⅳ　上記ⅰ～ⅲ以外の世帯（基準額の 1.5 倍以下）</td></tr>
<tr><td rowspan="10"></td><td rowspan="7">家計調書の１関係</td><td rowspan="3">年額で証明する場合</td><td>勤労収入の場合</td><td>令和６年分源泉徴収票の写し</td></tr>
<tr><td>事業収入の場合</td><td>令和６年分確定申告書の控の写し
＋青色申告決算書(青色)又は収支内訳書(白色)の写し
(税務署等の受付印がない場合は収入申告書(P23)、e-Tax による提出をした場合は送信票の写しも添付)</td></tr>
<tr><td>上記書類の提出ができない場合</td><td>令和７年度(令和６年分)課税証明書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">月額で証明する場合</td><td>最近就職・転職した場合(右記いずれか)</td><td>給与証明書(P22)
直近３ヶ月分の給与明細書と前年の賞与明細書の写し
収入申告書(P23)（上記により難いときのみ）</td></tr>
<tr><td>失業している場合</td><td>失業給付の受給額(見込額を含む)がわかる書類の写し
＋本人からの申立書(失業に至った経緯・求職活動の状況等を詳細に記載したもの)</td></tr>
<tr><td colspan="2">退職した者又は退職予定がある者の場合</td><td>上記いずれかの書類
＋退職(予定)証明書等の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">学校給食費の支出がある場合</td><td>学校長の証明又は学校からの通知文の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">保護者が離婚調停中の場合</td><td>離婚調停中である旨の申立書</td></tr>
<tr><td rowspan="6">家計調書の２から５関係</td><td colspan="2">2-① 年金・児童扶養手当・傷病手当金等による収入がある場合</td><td>受給者の氏名、最新の金額及び内容が確認できる書類の写し
(例)最新の年金改定通知書の写し
(例)最新の児童扶養手当支払通知書の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">2-② 教育費等の仕送り・預貯金の切り崩し等がある場合</td><td>収入申告書(P23)</td></tr>
<tr><td colspan="2">3-① 妊婦・産婦がいる場合</td><td>母子健康手帳の写し（氏名及び出産予定日又は出産日がわかるページ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">3-② 障害のある人がいる場合</td><td>障害者手帳又は精神障害者保険福祉手帳
＋最新の年金改定通知書又は年金振込通知書の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">4-① 入院又は通院により継続的に医療費がかかる者がいる場合</td><td>医師の証明書又は診断書
＋医療機関の発行する領収書又は支払証明書の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">4-② 介護施設入所又は介護サービスを継続的に受けている場合</td><td>介護施設等の領収書</td></tr>
<tr><td colspan="2">5 住宅が借家又は借間の場合</td><td>契約書又は県市営住宅家賃決定通知書の写し
＋直近の領収書の写し(口座振替の場合は通帳のコピー)</td></tr>
</table>

※該当項目について必要書類を添付してください。

５－３　教育資金・奨学金　共通事項

(1)　連帯保証人

教育奨学金の貸与を受けるためには、貸与決定後、２名の連帯保証人を立てて誓約書を提出しなければなりません。

指定した日までに誓約書の提出がない場合、貸与決定が取消されますので、申請する前に予め連帯保証人として予定している人に依頼しておいてください。

（注）教育奨学金は、教育奨学生（生徒本人）が返還することが原則ですが、教育奨学生が滞納した場合や返還困難な場合、**連帯保証人にも教育奨学生と同等の返還義務がありますので、連帯保証人から返還していただきます。**連帯保証人の方には、このことを十分御理解いただくようにしてください。

ア　保護者（法定代理人）

イ　原則４親等以内の親族（兄・姉・叔父・叔母等）で収入があり、保証能力を有し、かつ、申請者本人と確実に連絡がとれる者（ただし、適当な人がいない場合は、保証能力を有する他の者でも可。その場合、本人との続柄を明確にすること。）

※ ２名のうち１名は必ず保護者（法定代理人）となります。

※ イは、独立して生計を営む者（申請者及びその保護者と別生計の者）である必要があります。（**同一住所の場合は、世帯・生計が別であることの証明が必要**となります。）

※ 未成年の者は、連帯保証人になれません。

※ 成年であっても、無収入である者、破産している者、教育奨学金や定時制通信制課程修学資金の貸与を受けた者で返還が完済していない者は、連帯保証人になれません。

※ 返還が完済する将来にわたるまで、連帯保証人でいられる者としてください。

※ 連帯保証人のうち**１名は必ず日本国籍又は永住権を有する者**が原則です。

(2)　申請書類提出期限

申請書類は在学する学校に提出してください。

ただし、県外の学校に在学している方は、一度在学する学校に相談してください。

教育資金については、必ず学校で必要事項の記入及び確認を受けてください。

＊学校への提出期限	→	**学校で指定する日**
＊県への提出期限	→	**令和７年１２月１２日（金）必着**

(3)　選　考

提出された書類を基に各項目の内容を総合的に評価し、採用を内定します。

(4)　選考結果の通知

ア　選考結果通知は、令和８年１月中旬に、県から在学する学校あてに発送する予定です。

イ　選考結果について、県では電話での問合せには応じかねますので照会は御遠慮ください。

(5)　その他

教育奨学金の貸与が内定しても、令和８年４月に高等学校等に進学しなかった場合には貸与を受けることはできません。

(6)　返還の義務

貸付種別	教育資金	奨学金
返還期間 及び金額	貸与を受けた金額により異なります。 〈最長年数〉 ５年（国公立自宅通学１年間貸与） 　～12年間（私立自宅外通学３年間貸与）	20年以内で本人が設定
返還開始	貸与終了後、６ヶ月の据置期間をおいてから開始（ただし、大学等の上級学校に進学した場合は、１年度ごとの申請により在学中の返還の猶予が受けられます。）	
返還方法 及び 返還日	１　返還方法 **原則、指定金融機関での口座振替（自動引落）**です。 指定金融機関に口座がない場合、県から郵送される納入通知書と現金をもって金融機関窓口で納めていただきます。 なお、次の２に記載のうち、(2)年賦、(3)半年賦を選択した場合は、口座振替ができないため納入通知書で納めていただきます。 ２　返還日は次のいずれかより選択します。 (1)月賦・・・毎月返還（毎月27日） (2)年賦・・・年１回　毎年１月に返還（毎年１月27日） (3)半年賦・・年２回　毎年１月と７月に返還（毎年１月27日、７月27日） ※ 全額（または一部）を繰り上げて返還することができます。 ※ 返還期間の短縮ができます。	
その他	・貸与を受けた本人が返還しない場合は、連帯保証人にも返還を求めます。 **・納期限までに返還金を納付しなかった場合、延滞日数に応じ返還すべき金額に年10.75%の割合を乗じて計算した延滞利息を納めなければなりません。** (延滞利息＝返還金額×10.75%×延滞日数／365日)※閏年を含む場合も365日で計算 ・返還が滞ると、弁護士法人等に債権回収を依頼する場合や、法的措置を取る場合がありますので、御承知おきください。	

〔参考〕返還シミュレーション

教育資金：３年間貸与を受け、最長年数で返還する場合の返還例　（単位：円）

区　分		貸与総額	月　賦		半年賦		年　賦	
			返還回数	１回の返還額	返還回数	１回の返還額	返還回数	１回の返還額
国公立	自　宅	648,000	108	6,000	18	36,000	9	72,000
	自宅外	828,000	120	6,900	20	41,400	10	82,800
私　立	自　宅	1,080,000	144	7,500	24	45,000	12	90,000
	自宅外	1,260,000	144	8,750	24	52,500	12	105,000

奨学金：３年間貸与を受け、20年間で返還する場合の返還例　（単位：円）

区　分		貸与総額	月　賦		半年賦		年　賦	
			返還回数	１回の返還額	返還回数	１回の返還額	返還回数	１回の返還額
国公立	自　宅	648,000	240	2,700	40	16,200	20	32,400
	自宅外	828,000	240	3,450	40	20,700	20	41,400
私　立	自　宅	1,080,000	240	4,500	40	27,000	20	54,000
	自宅外	1,260,000	240	5,250	40	31,500	20	63,000

Ⅲ　申請後の手続きについて

1　内定通知を受け取ったら（Ｐ28,29 参照）

内定通知を受け取った方は、入学式当日（それ以前に入学する学校に登校する場合はその際）に、「高等学校等入学届」と「学校長が発行する在学証明書」を提出してください。提出された書類の内容を確認した上で、教育奨学生として採用することを正式に決定します。令和８年４月中旬に在学する学校あてに貸与決定通知書を送付します。

＜提出先＞

≪県内の学校へ入学した方≫	≪県外の学校へ入学した方≫
高等学校等入学届(P29) 学校長が発行する在学証明書	高等学校等入学届(P29) 学校長が発行する在学証明書
↓	↓
進学先の学校へ提出	県へ提出（郵送可）

2　貸与決定通知を受け取ったら（P30～32 参照）

貸与決定通知を受け取った方は、**提出期限までに「誓約書」と「連帯保証人２名分の印鑑登録証明書」を提出**してください。事前に準備や連帯保証人をお願いしておいてください。誓約書は必ずコピーを取り、教育奨学生及び連帯保証人の控えとし保管してください。期日までに提出しない場合、貸与決定が取消されることがあります。

＜提出先＞

≪県内の学校へ入学した方≫	≪県外の学校へ入学した方≫
誓約書(P31) 連帯保証人２名の印鑑登録証明書	誓約書(P31) 連帯保証人２名の印鑑登録証明書
↓	↓
進学先の学校へ提出	県へ提出（郵送可）

3　誓約書記入上の注意

誓約書は、教育奨学生及び連帯保証人が果たす責任と義務について県と約束するためのものです。次の点に注意して「記入例」(P32)に従い記載してください。

⑴　誓約書は教育奨学生及び連帯保証人が**それぞれ自分で署名し、押印**してください。このとき、教育奨学生の使用する印鑑は、口座振込依頼書に押印したものと同じものを使用してください。また、連帯保証人の使用する印鑑は、印鑑登録したものを使用し、市区町村長が発行する印鑑登録証明書を添付してください。

⑵　教育奨学生及び連帯保証人の住所は省略することなく市町村名番地まで、また、団地、アパート等は棟号・室番まで正確に記入してください。

⑶　誓約書に記載する年月日は、貸与決定通知書を受け取った後、誓約書を学校に提出する年月日を記入してください。（県外の学校に入学した方については県に提出する年月日を記入）

4　貸与期間中(後)の届出等（P33～42 参照）

教育奨学金の貸与を受けている又は受けたとき、貸与の辞退、退学、住所変更等(P33 参照)の事由が生じたときは、直ちに該当する書類を在学する学校（県外の学校に入学した方は県）に提出してください。

記　入　例

１　申　請　書　等　記　入　例 ――― １２

様　式　集

１　貸与申請時に提出する書類 ――― １６

２　内定通知受領後、進学するまでに ――― ２５
　　提出する書類

３　進学後、入学式当日に提出する書類 ――― ２８

４　貸与決定通知書受領後に提出する書類 ――― ３０

５　その他必要に応じ提出する書類 ――― ３３

記入例１　教育奨学金貸与申請書（予約採用希望者用）

様式第１号（第６条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

教育奨学金貸与申請書（予約採用希望者用）

令和〇 年 11 月 10 日

静岡県知事　鈴木　康友　様

〒 420 ― 0000
住　　所　静岡市葵区追手町1丁目2番3号
ふりがな　おおてハイツ4号
　　しずおか　じろう
氏　　名　静　岡　次　郎
（平成 22 年 5 月 5 日生）
電話番号　054 （ 221 ） 0000

保護者
〒 420 ― 0000
住　　所　静岡市葵区追手町1丁目2番3号
ふりがな　おおてハイツ4号
　　しずおか　たろう
氏　　名　静　岡　太　郎
（昭和 〇〇 年 8 月 8 日生）
電話番号　054 （ 221 ）0000

教育奨学金（教育資金・奨学金）の貸与の予約を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

在学している中学校等	名称	静岡市立追手町中学校
	入学年月	令和5 年 4 月
	卒業予定年月	令和8 年 3 月
進学を希望する高等学校等	学校種別	※ 国公立・私立　※ 高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程
	通学方法	※ 自宅通学・自宅外通学
貸与を受けようとする期間		令和8 年 4 月～ 9 年 3 月
貸与を受けようとする理由		1　家庭事情について（詳細に記入） 父親の勤めていた会社が令和６年10月に倒産し、その後職は見つかったものの勤務日が少ないため収入が激減しました。母親もパートで勤務日数が少ないため家計がとても厳しく、両親の収入だけでは東京の短大に在学している姉をはじめとする４人の学費はとても賄えない状況です。 2　学業への意欲について（目標、進路希望等） 私は、母が祖母の介護をしている姿を見て、自分も人を助けるようなことをしたいと思うようになり、将来は介護関係の仕事に就きたいと考えるようになりました。 そのためには高校を卒業し、福祉系の大学へ進学して介護関係の仕事に就くために必要となる専門的なことを学ぶとともに、介護士や社会福祉士の資格取得を目指すとともに〇〇検定等も取得して将来に活かしたいと考えています。 自分の夢の実現に向けて、安心して勉学に励めるように教育奨学金の貸与を希望します。
他の修学資金等借用予定の有無		※ 有　（名称：　　）無

（注）１　受けようとする教育奨学金（教育資金か奨学金のどちらか）を〇で囲むこと。
　　２　保護者の住所、氏名、生年月日及び電話番号は、申請者が未成年の場合に記入すること。
　　３　※印欄は、該当のものを〇で囲むこと。

学校に提出する日を記入してください。
県外の学校に在学する方は、県に送付する日を記入してください。

住所は、省略することなく記入してください。（〇丁目、建物名、室番等）

外国籍の方は、通称とあわせて正式名もローマ字で記入してください。

生徒本人が記入してください。

保護者が記入してください。

貸与申請する教育奨学金の種別のどちらかを〇で囲んでください。

各欄ともいずれか一つを選択し、〇で囲んでください。

①奨学金を必要とする家庭事情
②現在の収入の状況
③学業への意欲
④将来の夢
⑤取りたい資格　等
を詳細に記入してください。

※「収入が少ないため」「片親のため」「生活が苦しいため」等だけでは受理できません。
なお、記載内容が少ない場合は、貸与不可となる場合があります。

該当を〇で囲んでください。

㊟保護者の住所・氏名以外は必ず申請者（生徒本人）が記入してください。

記入例２　家計等調書（教育資金）（表面）

給与所得の場合

令和〇年分　**給与所得の源泉徴収票**

支払を受ける者	住所又は居所	氏名
	静岡市葵区追手町１丁目２番３号 おおてハイツ４号	(受給者番号) (フリガナ) シズオカ　ハナコ (役職・氏名) 静岡華子

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計	源泉徴収税額
給与　賞与	内 1,620,055 円	970,000 円	645,491 円	内 25,900 円

控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数（配偶者を除く）			障害者の数（本人を除く）		社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有 無 従有 従無 老人	円	特定 人 従人	老人 内 人 従人	その他 人 従人	特別 内 人	その他 人	内 円	円	円	円

給与所得以外の場合

静岡　税務署長　〇年 3月 1日　令和 0 0 年分の所得税の　確定　申告書Ｂ

住所	〒420-0853 静岡市葵区追手町１丁目２－３おおてハイツ４	フリガナ	シズオカ タロウ
		氏名	静岡太郎
		性別	男 女
令和　年 1月1日の住所	同上	職業	食料品販売
		屋号・雅号	静岡商店
		世帯主の氏名	静岡太郎
		世帯主との続柄	本人
		生年月日	3 00.08.08
		電話番号	054-221-0000

静岡　控　静岡税務署　〇．３．１　総務課

種類　青色　分離　損失　修正　特農の表示　特農　番号

（単位は円）

収入金額等	事業	営業等	ア 9846236
		農業	イ
	不動産		ウ
	利子		エ
	配当		オ
	給与		カ
	雑	公的年金等	キ
		その他	ク
	総合譲渡	短期	ケ
		長期	コ
	一時		サ
所得金額	事業	営業等	① 2314731
		農業	②
	不動産		③
	利子		④
	配当		⑤
	給与		⑥
	雑		⑦
	総合譲渡・一時		⑧
	合計		⑨ 2314731

① 記載対象者について
　同居・別居、親族・親族以外を問わず同一生計を営む者全員を記載してください。

② 所得の種類について
　次の例によりそれぞれ別段に記載してください。
　給料、俸給、賃金、役員報酬、国民年金、厚生年金、恩給、生活保護、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険傷病手当金、事業所得（商業、工業、林業、水産業、農業）など

③ 年収について
　源泉徴収票や確定申告書以外で証明する場合
　⑴ 証明書類が年間分の場合
　　→証明書類の金額を転記
　⑵ それ以外の場合
　　→申請月の直近３ヶ月に働いて得た収入等の平均月額×12 月分を記入

④ 学校種別について
　小・中・高には、特別支援学校の小学部、中学部、高等部をそれぞれ含みます。

万円未満切捨て

㊟必ず申請者（生徒本人）が記入してください。

様式第２号（第６条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

（表）

家　計　等　調　書

1　家族構成及び収入（生計を同じくする全員を記載し、該当するものを〇で囲むこと。）

	続柄	氏名	年齢	所得の種類	全収入額（年収）（税込）　万円
ア 就学者を除く家族	父	静岡太郎	55	商業（自営業　）	231
	母	静岡華子	50	給与	162
	祖母	富静子	76	年金	90

・主たる家計支持者１人の続柄を〇で囲むこと。
・同一人で２種類以上の所得がある場合は、段を分けて記入すること。

	続柄	氏名	設置者	学校種別	通学別
イ 就学者	本人	静岡次郎	国公・私立	中・高・専修(高等)	自宅・自宅外
	姉	静岡夏海	国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等) 専修(専門)・短大・大学	自宅・自宅外
	兄	静岡一郎	国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等) 専修(専門)・短大・大学	自宅・自宅外
	妹	静岡優子	国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等) 専修(専門)・短大・大学	自宅・自宅外
			国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等) 専修(専門)・短大・大学	自宅・自宅外
			国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等) 専修(専門)・短大・大学	自宅・自宅外

2　家族の状況（該当するものを〇で囲むこと。）

ア	母子・父子世帯
イ	障害のある人がいる世帯
ウ	主たる家計支持者が別居している世帯
エ	長期に療養を必要とする人のいる世帯
オ	火災・風水害又は盗難などの被害を受けた世帯

イ～オに該当する場合には、必要書類を添付（P5 参照）

記入例３　家計調書（奨学金）

給与所得の場合

令和〇年分　**給与所得の源泉徴収票**

支払を受ける者	住所又は居所	静岡市葵区追手町１丁目２番３号 おおてハイツ４号	氏名	（受給者番号） （フリガナ）シズオカ　ハナコ （役職・氏名）静岡華子

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計	源泉徴収税額
給与　賞与	1.620.055	970.000	645.491	25.900

控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数（配偶者を除く）			障害者の数（本人を除く）		社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
		特定	老人	その他	特別	その他				

① 記載対象者について
　同居・別居、親族・親族以外を問わず同一生計を営む者全員です。
　ただし、中学校又は高校卒業後進学も就職していない者及び高校卒業後進学した者は対象となりません。「世帯分離対象者」の欄に〇を付けてください。

② 年収について
⑴ 生活保護世帯
　→年間の保護費を記入（収入に関する証明書類の添付は不要）
⑵ 主たる家計支持者の市町村民税が非課税又は減免
　→所得（課税）証明書等の給与収入額（一番多い数字）の金額を転記
⑶ 上記以外で源泉徴収票や確定申告書以外で証明する場合
・証明書類が年間分の場合
　→証明書類の金額を転記
・それ以外の場合
　→申請月の直近３ヶ月に働いて得た収入の平均月額×12 月分を記入
※ 自営業等の確定申告書及び青色申告決算申告書、収支内訳書(白色)による場合は、学校の担当者に確認のうえ、金額を記入してください。
（奨学金制度における自営業の場合の収入の捉え方が、税法上の所得の算定方法と異なるため。）
→奨学金制度上の考え方：事業総収入―事業に係る必要経費＝年収

③ 学校給食費について
　小学生・中学生で学校給食がある場合は、「学校給食費の支出」に〇を付け、学校が保護者へ通知した文書を添付してください。

㊟必ず申請者（生徒）本人が記入してください。

１円単位まで記入

様式第２号の２（第６条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

※自営業の場合は、収入金額から必要経費を差引いた額を記入してください。

家　計　調　書

1　家族構成及び収入（生計を同じくする全員を記載すること。）

氏名	続柄	年齢	職業・学校(学年)	収入 有無	収入 年収	学校給食費の支出	世帯分離対象者
静岡次郎（H22年5月5日生）	本人	15	静岡県立追手町中学校 3年	有・(無)	円	(有)・無	
静岡太郎（S〇〇年8月8日生）	父	55	自営業	(有)・無	2,314,731	有・(無)	
静岡華子（S〇〇年6月6日生）	母	50	会社員	(有)・無	1,620,055	有・(無)	
静岡夏海（H〇〇年7月7日生）	姉	20	追手町短期大学2年	有・(無)		有・(無)	○
静岡一郎（H〇〇年4月8日生）	兄	18	静岡県立追手町高等学校 3年	有・(無)		有・(無)	
静岡優子（H〇〇年8月24日生）	妹	13	静岡県立追手町中学校 1年	有・(無)		(有)・無	
富静子（S〇〇年8月25日生）	祖母	76	無職	(有)・無			
（　年				有・無			
（　年　月　日生）				有・無			
（　年　月　日生）				有・無			
（　年　月　日生）				有・無			

小学生・中学生で学校給食がある場合には、「有」に〇をし、必要書類を添付（P7 参照）

世帯分離対象者に〇を付ける。
・中学校を卒業した後、進学若しくは就労していない者
・18 歳以上で大学等に在学中、浪人中、就労していない者
(夜間定時制高校に在学、就労している夜間大学生は除く)
・正式に離婚していないが、別居又は実質的に離婚しているような状態にあり、家計を別にしている者　　など

2　恩給・年金等による収入（該当するものを〇で囲むこと。）

(有)・無	(国民年金)・厚生年金・恩給・児童扶養手当・特別児童扶養手当 雇用保険傷病手当金・仕送り・その他（　　）

該当する場合には、必要書類を添付（P7 参照）

3　妊婦、産婦、障害者（該当するものを〇で囲むこと。）

有・(無)	妊婦・産婦・障害者

4　医療費、介護費（該当するものを〇で囲むこと。）

有・(無)	医療費の支出・介護費の支出

5　住宅の状況（該当するものを〇で囲むこと。）

持家・(借家)・借間

借家、借間の場合には、契約書又は県／市営住宅家賃決定通知書＋直近の家賃支払がわかる書類の写しを添付

記入例４　口座振込依頼書（委任状）

㊟必ず申請者（生徒本人）が記入してください。

学校に提出する日を記入してください。
県外に在学する人は、県に送付する日を記入してください。

必ず申請者（生徒本人）について記入してください。
（保護者ではありません）

ここで押印した印は「誓約書」等、今後提出する全ての書類の本人印として使用してください。
（銀行印である必要はありませんが、連帯保証人と同一の印は不可となります。）

正しく記入されていないと、振込期日に振込ができません。間違いのないよう、記入前・記入後は必ず通帳等で内容を確認してください。また、長期間利用していない口座にする場合は、解約扱いとなっていないか確認してください。

振込先の預金種別が、「普通預金」であることを確認し、○で囲んでください。

「口座番号」は７桁で記入してください。
８桁、６桁以下の記入は記入誤りとなり書き直しが生じる可能性があります。

口座は原則として申請者本人名義のものとします。

様式第５号（第４条、第15条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

口　座　振　込　依　頼　書
（　委　任　状　）

令和 ○ 年 11 月 10 日

静岡県知事　鈴木　康友　様

郵便番号 420－0000
住　　所 静岡市葵区追手町1丁目2－3 おおてハイツ4号
申請者（フリガナ） シズオカ　ジロウ
氏　　名 静　岡　次　郎　（静岡 印）
電話番号 054（221）0000

下記のとおり教育奨学金の口座振込を依頼します。
（教育奨学金の受領の権限を下記口座名義人に委任します。）

振込先口座	振込先金融機関名		※１　静岡　銀行・金庫・農協　追手町支店・所
	預貯金種別		※２　普通預金
	預貯金口座番号		1234567
	口座名義人	フリガナ	シズオカ　ジロウ
		氏名	静岡　次郎
		郵便番号	420－0000
		住所	静岡市葵区追手町1丁目2－3　おおてハイツ4号
		電話番号	054　（221）　0000

※１　正確な金融機関名を記入の上、該当するものを○で囲んでください。
※２　預貯金種別が普通預金であることを確認の上、○で囲んでください。

1　貸与申請時に提出する書類

教育奨学金の予約採用を希望する方は、次表に掲げる書類を在学する学校が指定する期限までに、学校に提出してください。

ただし、県外の学校に在学している方は、令和７年12月12日(金)までに県に提出してください。（必着、郵送可）

また、教育資金・奨学金の区分で提出書類が違いますのでご注意ください。

区分	必ず提出する書類	必要に応じ提出する書類
教育資金 P5参照	・教育奨学金貸与申請書 (予約採用希望者用)(P17) ・家計等調書(P18-19) ・世帯全員の住民票原本（マイナンバー記載なし、本籍地記載あり） ・収入額が確認できる書類など ・口座振込依頼書（委任状）(P21)	・収入額が確認できる書類など ・給与証明書(P22) ・収入申告書(P23) ・主たる家計支持者の単身赴任/長期療養/火災・風水害・盗難による経費内訳調書(P24) ・特別控除を受けるために必要な書類 （障害者手帳写し等）
奨学金 P7参照	・教育奨学金貸与申請書(予約採用希望者用) (P17) ・家計調書(P20) ・世帯全員の住民票原本（マイナンバー記載なし、本籍地記載あり） ・収入額が確認できる書類など ・口座振込依頼書(委任状) (P21)	・給与証明書(P22) ・収入申告書(P23) ・特別控除を受けるために必要な書類 （障害者手帳写し等）

※１　この「募集のしおり」をよく読み申請書類を作成してください。**書類不備の場合は選考の対象となりません。**不明な点や疑問がある場合は、在学する学校の教育奨学金担当者（県外の学校に在学している方は県）にお尋ねください。

※２　修正液、修正テープ及び砂消ゴム等による訂正は認められません。記入内容を訂正する場合は、必ず訂正個所を二重線で抹消し、その上から記入者の印を押印してください。

※３　消えるボールペン（フリクションペン等）は使用しないでください。

様式第１号(第６条関係)（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

教育奨学金貸与申請書（予約採用希望者用）

年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

〒　　―

住　　所

ふりがな

氏　　名

（　　年　　月　　日生）

電話番号　　（　　）

〒　　―

住　　所

保護者　ふりがな

氏　　名

（　　年　　月　　日生）

電話番号　　（　　）

教育奨学金（教育資金・奨学金）の貸与の予約を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

中学校等在学している	名　　称		
	入学年月	年　　月	
	卒業予定年月	年　　月	
高等学校等進学を希望する	学校種別	※　国公立 私立	※　高等学校　・　中等教育学校後期課程　・　高等専門学校　・ 特別支援学校高等部　・　専修学校高等課程
	通学方法	※　自宅通学　　自宅外通学	
貸与を受けようとする期間		年　　月　～　　年　　月	
貸与を受けようとする理由		1　家庭事情について（詳細に記入） 2　学業への意欲について（目標、進路希望等）	
他の修学資金等借用予定の有無		※　有　（名称：　　）　無	

（注）１　受けようとする教育奨学金（教育資金か奨学金のどちらか）を○で囲むこと。
　　２　保護者の住所、氏名、生年月日及び電話番号は、申請者が未成年の場合に記入すること。
　　３　※印欄は、該当のものを○で囲むこと。

様式第２号（第６条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

家　計　等　調　書

1　家族構成及び収入（生計を同じくする全員を記載し、該当するものを○で囲むこと。）

	続柄	氏　　名	年齢	所得の種類	全収入額（年収）（税込）　　万円
ア　就学者を除く家族					
	・主たる家計支持者１人の続柄を○で囲むこと。 ・同一人で２種類以上の所得がある場合は、段を分けて記入すること。				

	続柄	氏　　名	設置者	学校種別	通学別
イ　就学者	本人		国公・私立	中　・　高　・　専修(高等)	自宅・自宅外
			国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等) 専修(専門)・短大・大学	自宅・自宅外
			国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等) 専修(専門)・短大・大学	自宅・自宅外
			国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等) 専修(専門)・短大・大学	自宅・自宅外
			国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等) 専修(専門)・短大・大学	自宅・自宅外
			国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等) 専修(専門)・短大・大学	自宅・自宅外

2　家族の状況（該当するものを○で囲むこと。）

ア	母子・父子世帯
イ	障害のある人がいる世帯
ウ	主たる家計支持者が別居している世帯
エ	長期に療養を必要とする人のいる世帯
オ	火災・風水害又は盗難などの被害を受けた世帯

（裏）

3　緊急採用希望者

・家計急変の理由（該当するものを○で囲むこと。）	
ア	家計支持者が会社の倒産等により解雇又は早期退職
イ	家計支持者が死亡又は離別
ウ	家計支持者に対する破産手続開始の決定
エ	病気、事故、会社が倒産又は経営不振等により著しく支出が増大又は収入が減少
オ	火災、風水害、震災等により著しく支出が増大又は収入が減少
・理由発生年月 年　　月	

（注）太線内を記入し、３については、該当する場合に記入すること。

学習成績（５段階）の評定平均値	・	(注)学習成績の評定について文章記述が可能な場合はそれに従ってよい。	
緊急採用希望者の場合	学力基準に合致しているものと確認します。		
人物	ア　特に優れてる イ　優れている ウ　適している　　（注）　いずれかを○で囲むこと。 エ　努力がいる オ　かなり努力がいる		
所見	特記すべきことを記入する。	所見記入者名	

この生徒は、教育奨学生として貸与の条件に合致していることを確認します。

年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

学校長　　印

様式第２号の２（第６条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

家　計　調　書

1　家族構成及び収入（生計を同じくする全員を記載すること。）

氏　　名	続柄	年齢	職業・学校(学年)	収入		学校給食費の支出	世帯分離対象者
				有無	年収		
（　年　月　日生）	本人			有・無	円	有・無	
（　年　月　日生）				有・無		有・無	
（　年　月　日生）				有・無		有・無	
（　年　月　日生）				有・無		有・無	
（　年　月　日生）				有・無		有・無	
（　年　月　日生）				有・無		有・無	
（　年　月　日生）				有・無		有・無	
（　年　月　日生）				有・無		有・無	
（　年　月　日生）				有・無		有・無	
（　年　月　日生）				有・無		有・無	
（　年　月　日生）				有・無		有・無	

2　恩給・年金等による収入（該当するものを○で囲むこと。）

有・無	国民年金　・　厚生年金　・　恩給　・　児童扶養手当　・　特別児童扶養手当 雇用保険傷病手当金　・　仕送り　・　その他（　　）

3　妊婦、産婦、障害者（該当するものを○で囲むこと。）

有・無	妊婦　・　産婦　・　障害者

4　医療費、介護費（該当するものを○で囲むこと。）

有・無	医療費の支出　・　介護費の支出

5　住宅の状況（該当するものを○で囲むこと。）

持家　・　借家　・　借間

様式第５号（第４条、第15条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

口　座　振　込　依　頼　書
（　委　任　状　）

年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

郵便番号

住　　所

申請者　(フリガナ)

氏　　名　　㊞

電話番号　　（　　）

下記のとおり教育奨学金の口座振込を依頼します。
（教育奨学金の受領の権限を下記口座名義人に委任します。）

振込先口座	振込先金融機関名		※１ 銀行　　店 金庫　　出張所 農協　　所
	預貯金種別		※２ 普通預金
	預貯金口座番号		
	口座名義人	フリガナ	
		氏　　名	
		郵便番号	―
		住　　所	
		電話番号	（　　）

※１　正確な金融機関名を記入の上、該当するものを○で囲んでください。

※２　預貯金種別が普通預金であることを確認の上、○で囲んでください。

様式第２号（第４条、第15条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

給　与　証　明　書

年　月　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

事業主（雇主）住所

事業主（雇主）名　㊞

次のとおり証明します。　（単位：円）

住　所		職　名	
氏　名		職務内容	

区　分		前３か月分の平均	前３か月分		
			月分	月分	月分
勤務日数					
収入	基本給				
	（日給）	（　）	（　）	（　）	（　）
	交通費手当				
	諸手当（交通費手当を除く）の合計額				
	賞与手取額(前年合計額の12分の１の額)				
小計（A）					
所得税、住民税、社会保険料、雇用保険料、介護保険料の控除合計額					
労働組合費					
小計（B）					
差引支給額（A－B）					

1　社会保険料とは、健康保険の保険料、国民健康保険の保険料（保険税）、国民年金の保険料、厚生年金保険の保険料、共済組合の掛金をいいます。

2　新規に就職した場合は、「前３か月分の平均」を「今後１年間の収入予定額」に読み替えるものとし、前３か月分欄への記入は要しません。

様式第３号（第４条、第15条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

収　入　申　告　書

年　月　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

住　所
申告者
氏　名

収入について次のとおり申告します。　（単位：円）

収入の種別（具体的に書いてください。）					
区　分		前３か月分の平均	前３か月分		
			月分	月分	月分
収入総額（A）					
内訳					
※働いた日数					
※一日平均働いた時間					
必要経費総額（B）					
内訳					
差引手取収入（A－B）					

1　この用紙は、給与証明書を提出できない人が使用してください。
2　事業収入の場合、控除できるものは、一般に原材料費、仕入代、店舗の家賃、地代、交通費等ですが、業種により状況が異なりますので具体的に記入してください。
3　※印欄は日給及び時間給で給与証明のとれない人のみ記入してください。
4　日雇等による日給の場合は、主な収入元の名称を書いてください。

様式第４号（第４条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

主たる家計支持者の単身赴任
長　　期　　療　　養　による経費内訳調書
火 災 ・ 風 水 害 ・ 盗 難

年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

住　　所
申告者
氏　　名

年　　月　　日から（単身赴任・長期療養・被災）している経費は次のとおりであることを申告します。

（単位：円）

項目 年月						月　計
年　１月						
２月						
３月						
４月						
５月						
６月						
７月						
８月						
９月						
10 月						
11 月						
12 月						
領 収 書 計						
年間(見込)計						

１　単身赴任の場合：表中上段に、家賃、電気、ガス、水道等の費用項目を記入し、各々の数ヶ月分の領収書を添付し、年間(見込)計を推計してください。
２　長期療養の場合：病院又は医師の領収書（６ヶ月以上の療養費）を添付し、年間(見込)計を推計してください。
３　火災・風水害・盗難：罹災証明書又は被害届等を添付し、日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料・家具の購入費又は修繕費等を記入し、生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減を予想される金額を記入してください。

２　内定通知受領後、進学するまでに提出する書類

教育奨学金の予約採用の内定通知を受領した後、高等学校等に入学するまでの間に住所、氏名に変更が生じた場合又は貸与を受けることを辞退する場合は、直ちに次表に掲げる書類を在学する学校に提出してください。

ただし、中学校を卒業した後に変更が生じた場合、また、県外の学校に在学している方については、県に提出してください。（郵送可）

なお、内定通知は令和８年１月中旬に、在籍校を通してお渡しする予定です。

区分	必要に応じ提出する書類
教育資金・奨学金	・住所/氏名変更届(P26) ※ 住所を変更した場合は、住民票(マイナンバー記載なし、本籍記載)を添えて直ちに提出してください。 ※ 氏名を変更した場合は、戸籍抄本を添えて直ちに提出してください。 【例】一家転住、下宿、入寮等による現住所の変更（住民票の異動の有無にかかわらず届出が必要）、両親の離婚等に伴う姓の変更等 ・教育奨学金辞退届(P27) ※ 貸与を辞退したい場合に提出してください。 【例】家計の好転、進学の取りやめ、併用できない奨学金の受給等

様式第12号（第17条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

住　　所
変 更 届
氏　　名

年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

~~決 定 番 号~~

~~貸与を受けた時の~~
~~高等学校等の名称~~

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

住所
次のとおり　　を変更したので、関係書類を添えて届け出ます。
氏名

1　変更事項

変更前

変更後

2　変更年月日　　年　　月　　日

様式第16号（第17条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

教　育　奨　学　金　辞　退　届

年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

~~決定番号~~

住　　所

氏　　名

電話番号

教育奨学金の貸与を受けることを辞退するので、届け出ます。

1　辞退する貸与月

月分から

2　理　　由

３　進学後、入学式当日に提出する書類

教育奨学金の貸与を受けるためには、高等学校等に在学していなければなりません。教育奨学金の貸与にあたり、採用内定者の在学状況を確認する必要がありますので、入学式当日（それ以前に入学する学校に登校する場合はその際）に次表に掲げる書類を在学する学校に提出してください。

ただし、県外の学校に入学した方については、県に提出してください。

区分	必ず提出する書類
教育資金・奨学金	・高等学校等入学届(P29) ・在学校の発行する在学証明書 ※ 在学校の事務室で発行を依頼してください。

様式第５号（第８条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

高　等　学　校　等　入　学　届

年　　月　　日

静岡県知事　　鈴　木　康　友　様

住　　所
ふ　り　が　な
氏　　名
（　　年　　月　　日生）
電　話　番　号

住　　所
保護者　ふ　り　が　な
氏　　名

高等学校等に入学したので、関係書類を添えて届け出ます。

入学した高等学校等	名　　称	
	課　　程	※　全日制　・　定時制　・　通信制　・　単位制
	入　学　年　月	令和　8　年　4　月
	卒業予定年月	令和　　年　3　月
通　学　方　法		※　自宅通学　　自宅外通学
貸与を受けようとする金額		月額　　円
貸与を受けようとする期間		令和　8　年　4　月～　9　年　3　月

下記の事項に間違いなければ、□にレ点を記入してください。

□　私（申請者）は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による修学資金、静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の規定による修学資金若しくは他の都道府県が行うこれらに準ずる資金又は奨学金若しくは他の都道府県が行う教育奨学金に準ずる資金の貸与を受けていません。

□　この申請書の記載内容は事実に相違ありません。
虚偽の記載があった場合は、静岡県の求めに従いその全額を返還します。

（注）１　保護者の住所及び氏名は、届出者が未成年の場合に記入すること。

２　※印欄は、該当のものを○で囲むこと。

４　貸与決定通知書受領後に提出する書類

在学校から貸与決定通知を受領したら、直ちに次表に掲げる書類を在学する学校に提出してください。ただし、県外の学校に入学した方については、県に提出してください。（郵送可）

貸与決定通知は、令和８年４月中旬に県から在籍校を通してお渡しする予定です。

提出期限が短いため、<u>あらかじめ連帯保証人として予定している人に依頼しておいてください。</u>（指定した日までに誓約書の提出がない場合、貸与決定が取り消される場合があります。）

※　**連帯保証人には教育奨学生と同等の返還義務がありますので、教育奨学生が滞納した場合は督促を行い、教育奨学生が返還困難な場合は連帯保証人から返還していただきます。**このことを十分理解していただいた上で依頼してください。

区分	必ず提出する書類
教育資金・奨学金	・誓約書(P31) ※ 記入例(P32)を参照のこと ・連帯保証人（２名）の印鑑登録証明書 ①　保護者（法定代理人） ②　原則４親等以内の親族（兄・姉・叔父・叔母等）で収入があり、保証能力を有し、かつ、申請者本人と確実に連絡がとれる者 ※ 独立して生計を営む者（申請者及びその保護者と別生計の者）である必要があります。同居の場合、光熱水費も分離している２世帯住宅であるなど、客観的に理由が説明できる場合には別生計とみなします。この場合、申立書（様式自由）及び、世帯分離していることが確認できる資料（光熱水費等の請求書・明細書や住民票(写)等）を添付してください。また、単に食費や自動車の維持費等をそれぞれが負担している等の理由では別生計とはみなしません。 ※ ４親等以内の親族に適当な人がいない場合は、保証能力を有する他の者でも可とします。その場合は、本人との続柄を明確にし、必ず返還が完済するまで申請者本人と確実に連絡がとれる者に限ります。 ※ 未成年の者は、連帯保証人になれません。 ※ 成年であっても、無収入の者、破産している者、教育奨学金や定時制通信制課程修学資金の貸与を受けた者で返還が完済していない者は、連帯保証人になれません。 ※ 返還が完済する将来にわたるまで、連帯保証人でいられる者としてください。 ※ 連帯保証人が２名とも外国籍の場合、どちらか１名は永住権があることが必要となります。永住権がない場合は、別途御相談ください。

様式第６号(第10条関係)（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

誓　　約　　書

年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

私は、静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則を遵守することを誓います。
なお、貸与を受けた教育奨学金（教育資金・奨学金）の返還債務が生じたときは、返還期限までに確実に返還します。

決定番号

住　　所

本　籍　地

氏　　名　　印

電話番号

私どもは、教育奨学金（教育資金・奨学金）については、返還債務を本人と連帯して負担します。

住　　所

本　籍　地

ふりがな

連帯保証人　氏　　名　　印

本人との続柄(関係)

電話番号

住　　所

本　籍　地

ふりがな

連帯保証人　氏　　名　　印

本人との続柄(関係)

電話番号

（注）連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

様式第６号（第10条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

記 入 例

貸与決定を受けた日以降の日付を記入

誓　　約　　書

同一筆跡の場合は受理できません。
貸与取消となる場合もあるので、必ずそれぞれで記載してください。

年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友

私は、静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則を遵守することを誓います。
なお、貸与を受けた教育奨学金（教育資金・奨学金）の返還債務が生じたときは、返還期限までに確実に返還します。

該当する貸付金の種類を〇で囲む

貸与決定通知書に記載の11桁の決定番号を記入

生徒本人が記入・押印

決定番号	
住　所	**静岡市葵区追手町1丁目2番3号 おおてハイツ4号**
本籍地	**静岡市葵区追手町9丁目8番7号**
氏　名	**静　岡　次　郎**　印
電話番号	**054－221－0000**

口座振込依頼書に押印した印を使用

該当する貸付金の種類を〇で囲む

私どもは、教育奨学金（教育資金・奨学金）については、返還債務を本人と連帯して負担します。

貸与を受ける生徒が未成年の場合は法定代理人（保護者）

保証人本人が記入・押印

連帯保証人

住　所	**静岡市葵区追手町1丁目2番3号 おおてハイツ4号**
本籍地	**静岡市葵区追手町9丁目8番7号**
ふりがな	**しずおか　たろう**
氏　名	**静　岡　太　郎**　印
本人との続柄（関係）	**父**
電話番号	**054－221－0000**

印鑑登録証明書と同じ印（実印）を使用

原則として、別生計の４親等以内（兄、姉、伯（叔）父、伯（叔）母等）の親族で、将来にわたり保証能力を有すると見込まれる成年。
（適当な人がいない場合はその他の者でも可。ただし、続柄を明確にし将来にわたり保証能力を有すると見込まれる成年であること。）

保証人本人が記入・押印

連帯保証人

住　所	**静岡市清水区XX町1丁目2番3号**
本籍地	**静岡市葵区追手町9丁目8番7号**
ふりがな	**しずおか　ごろう**
氏　名	**静　岡　吾　郎**　印
本人との続柄（関係）	**叔父**
電話番号	**054－321－0000**

印鑑登録証明書と同じ印（実印）を使用

※２人の連帯保証人はそれぞれ別生計であること。
同居の場合、光熱水費も分離している２世帯住宅であるなど客観的に理由が説明できる場合には別生計とみなします。この場合、住民票や光熱水費の明細と申立書（様式自由）を添付してください。また、単に食費や自動車の維持費等をそれぞれが負担している等の理由では別生計とはみなしませんので注意してください。

※ 間違えたときは、修正液等は使用せず、必ず二重線で抹消し、その上に訂正印を押印してください。

（注）連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

5　その他必要に応じ提出する書類

教育奨学金の貸与を受け始めてから、次表に掲げる事由が生じたときは、それぞれ該当する書類を在学する学校に提出してください。ただし、県外の学校に在学している方については、提出前に学校に相談してください。

なお、各書類に押印する印鑑は、誓約書に押印したものと同じ印鑑を使用してください。

区分	必要に応じ提出する書類
教育資金・奨学金	・教育奨学金辞退届(P34) ※ 貸与期間中に貸与を辞退したい場合に提出してください。 ・借用証書(P35) ※ 貸与期間が終了したときに提出してください。 ただし、翌年度引き続き貸与を受けようとする場合は提出不要です。 ・教育奨学金返還猶予申請書(P36) ※ 高等学校等在学中の返還の猶予を受けたい場合、学校で発行する在学証明書を添えて提出してください。(提出時期：次年度４月) ・住所/氏名変更届(P37) ※ 県外に住所を変更した場合は、住民票(マイナンバー記載なし・本籍記載)を添えて直ちに提出してください。 なお、学校の寮に入居する場合は、在寮証明書を提出してください。 ※ 氏名を変更した場合は、戸籍抄本を添えて直ちに提出してください。 ・休学/復学/退学届(P38) ※ 休学、復学又は退学したとき、直ちに提出してください。 ・転学届(P39) ※ 転学したとき、直ちに提出してください。 ・停学/退学処分届(P40) ※ 停学又は退学処分を受けたとき、直ちに提出してください。 ・連帯保証人変更届(P41) ※ 連帯保証人を変更する場合、新たに連帯保証人になる方の印鑑登録証明書を添えて提出してください。 ・連帯保証人住所/氏名変更届(P42) ※ 連帯保証人が住所を変更した場合で、県外の場合は住民票(マイナンバー記載なし・本籍記載)、氏名を変更した場合は、戸籍抄本を添えて直ちに提出してください。

様式第16号（第17条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

教　育　奨　学　金　辞　退　届

年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

決定番号

住　　所

氏　　名

電話番号

教育奨学金の貸与を受けることを辞退するので、届け出ます。

1　辞退する貸与月

月分から

2　理　　由

様式第８号(第12条関係)（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

借　　用　　証　　書

借用金額	金　　円

ただし、　　年　　月から　　年　　月までの　　月分の教育奨学金

（内訳
　　年　　月から　　年　　月までの　　月分の教育資金
　　年　　月から　　年　　月までの　　月分の奨学金）

私は、上記のとおり教育奨学金を借用しました。

年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

決定番号

住　　所

氏　　名　　㊞

電話番号

様式第10号（第14条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

教 育 奨 学 金 返 還 猶 予 申 請 書

年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

決定番号

住　　所

氏　　名

電話番号

教育奨学金の返還の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸与を受けた時の高等学校等の名称	
未　返　還　額	円
猶予を受けようとする期間	年　　月から　　年　　月まで
理　　由	

様式第12号（第17条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

住　　所
　　変 更 届
氏　　名

年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

決 定 番 号

貸与を受けた時の
高等学校等の名称

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

住所
次のとおり　　を変更したので、関係書類を添えて届け出ます。
氏名

1　変更事項

変更前

変更後

2　変更年月日　　年　　月　　日

様式第13号（第17条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

休　　学
復　　学　　届
退　　学

年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

決定番号

住　　所

氏　　名

電話番号

　　休学

次のとおり復学をしたので、関係書類を添えて届け出ます。

　　退学

1　期間又は期日

2　理　　由

様式第14号（第17条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

転　学　届

年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

決定番号

住　　所

氏　　名

電話番号

次のとおり転学したので、関係書類を添えて届け出ます。

1　高等学校等の名称

転学前

転学後

2　転学年月日　　年　　月　　日

様式第15号（第17条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

停　　学
処 分 届
退　　学

年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

決 定 番 号

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

次のとおり　停学　退学　の処分を受けたので、関係書類を添えて届け出ます。

1　期間又は期日

2　理　　由

様式第７号(第10条関係)（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

連　帯　保　証　人　変　更　届

年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

決定番号

住　　所

氏　　名　　㊞

電話番号

次のとおり連帯保証人を変更したので、届け出ます。

1　変更事項

区　　分	変　更　前	変　更　後
住　　所		
氏　　名		
本人との続柄(関係)		
電　話　番　号		

2　理　　由

連　帯　保　証　書

年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

私は、教育奨学金（教育資金・奨学金）については、返還債務を本人と連帯して負担します。

住　　所

連帯保証人　ふりがな

氏　　名　　㊞

（注）連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

様式第17号（第17条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

住　　所
連帯保証人　　変更届
氏　　名

年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

決定番号

住　　所

氏　　名

電話番号

次のとおり連帯保証人の　住所　氏名　に変更があったので、関係書類を添えて届け出ます。

1　変更事項

変更前

変更後

2　変更年月日　　年　　月　　日

貸　与　規　則　・　要　綱

静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則（本文）

（目的）

第１条　この規則は、経済的理由により高等学校等での修学が困難な者に対して貸与する高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金について必要な事項を定め、有為な人材の育成に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において「高等学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第１条に規定する高等学校、中等教育学校（法第66条の後期課程に限る。）、高等専門学校並びに特別支援学校（法第76条第２項の高等部に限る。）（以下それぞれ「高等学校」、「中等教育学校後期課程」、「高等専門学校」及び「特別支援学校等高等部」という。）並びに法第125条第１項に規定する専修学校の高等課程（以下「専修学校高等課程」という。）をいう。

２　この規則において「教育資金」とは、優れた生徒であって経済的理由により修学が困難なものに対して貸与する高等学校等教育資金をいう。

３　この規則において「奨学金」とは、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒又は学生に対して貸与する高等学校等奨学金をいう。

４　この規則において「教育奨学金」とは、教育資金及び奨学金をいう。

５　この規則において「保護者」とは、法第16条に規定する保護者をいう。

（教育資金の貸与）

第３条　知事は、予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者に対し、教育資金を貸与するものとする。

(1) 貸与を受けようとする者が、成年に達していない場合についてはその保護者が、成年に達しており独立して生計を営む場合についてはその者が、成年に達しているが独立して生計を営まない場合はその者の生計を維持する者が、県内に住所を有していること。

(2) 次のいずれかに該当する者

ア　中学校（法第１条に規定する中学校、義務教育学校（法第49条の５の後期課程に限る。）、中等教育学校（法第66条の前期課程に限る。）並びに特別支援学校（法第76条第１項の中学部に限る。）をいう。以下同じ。）における最終学年において、高等学校等（高等専門学校を除く。ア及びイにおいて同じ。）に進学を希望する者であって、知事が高等学校等への入学を確認したもの

イ　高等学校等に在学している者

(3) その者の属する世帯の生計を主として維持している者（以下「主たる家計支持者」という。）の全収入額（年収）から知事が別に定めるところにより算出した金額が、別表の左欄に掲げる世帯人員の区分に応じ同表の右欄に掲げる収入基準額以下である者。ただし、前号イに該当する者であって、主たる家計支持者の失職、破産手続開始の決定、倒産、病気若しくは死亡又は火災、風水害等の事由により家計が急変した世帯に属するもの（以下「緊急採用希望者」という。）にあっては、この限りでない。

(4) 学習活動その他生活の全般を通じて態度及び行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者

(5) 健康診断等により修学に十分耐え得るものと認められる者

(6) 学習成績の評定について知事が別に定める基準に該当する者。ただし、緊急採用希望者にあっては、この限りでない。

(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による修学資金（次条第１項第５号において「母子父子寡婦修学資金」という。）、静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（昭和50年静岡県規則第２号）の規定による修学資金（同号において「定通制修学資金」という。）若しくは他の都道府県が行うこれらに準ずる資金又は奨学金若しくは他の都道府県が行う教育奨学金に準ずる資金の貸与を受けていない者

２　教育資金は、無利息とする。

（奨学金の貸与）

第４条　知事は、予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者に対し、奨学金を貸与するものとする。

(1) 貸与を受けようとする者が、成年に達していない場合についてはその保護者が、成年に達しており独立して生計を営む場合についてはその者が、成年に達しているが独立して生計を営まない場合はその者の生計を維持する者が、県内に住所を有していること。

(2) 次のいずれかに該当する者

ア　中学校における最終学年において、高等学校等（特別支援学校高等部及び専修学校高等課程を除く。ア及びイにおいて同じ。）に進学を希望する者であって、知事が高等学校等への入学を確認したもの

イ　高等学校等に在学している者

(3) 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する者

ア　生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けた世帯に属する者

イ　主たる家計支持者について地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第１項の規定により市町村民税が非課税とされた者

ウ　主たる家計支持者について地方税法第323条の規定に基づく市町村の条例の定めるところにより市町村民税が減免された者

エ　その者の属する世帯の全収入額（年収）が生活保護法第８条第１項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額（年収に換算）の1.5倍以下であって、同法第６条第２項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者と知事が認定した者

(4) 健康診断等により修学に十分耐え得るものと認められる者

(5) 母子父子寡婦修学資金、定通制修学資金若しくは他の都道府県が行うこれらに準ずる資金又は教育資金若しくは他の都道府県が行う教育奨学金に準ずる資金の貸与を受けていない者

２　奨学金は、無利息とする。

（貸与の金額等）

第５条　貸与する教育奨学金の額は、次の表のとおりとする。

区分		月額	
		教育資金	奨学金
国立又は公立の高等学校等に在学している者	自宅通学のとき	18,000円	18,000円
	自宅外通学のとき	23,000円	23,000円
私立の高等学校等に在学している者	自宅通学のとき	30,000円	30,000円
	自宅外通学のとき	35,000円	35,000円

２　住所の変更、転学その他の理由により前項の表の該当する区分に変更を生じたときは、当該変更の生じた日の属する月の翌月から教育奨学金の額を変更するものとする。

３　教育奨学金は、次の表の左欄に掲げる月の分を同表の右欄に掲げる月に貸与するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

４月から６月まで	６月
７月及び８月	８月
９月及び10月	10月
11月及び12月	12月
１月から３月まで	２月

４　前項の規定にかかわらず、第９条第１項の規定により貸与の決定を受けた者にあっては、４月分を４月に貸与し、５月分及び６月分を６月に貸与するものとする。

５　教育奨学金の貸与期間は１年とし、引き続き貸与を受けることができる。ただし、高等学校等の正規の修業年限（定時制課

程又は通信制課程の場合は４年）を超えては貸与しないものとする。

６　教育奨学金は、教育奨学金の貸与を受けようとする者が同一学年を重ねて履修するときは、貸与しないものとする。ただし、前年度以前の同一学年において教育奨学金の貸与を受けなかった期間については、この限りでない。

（貸与の申請）

第６条　教育奨学金の貸与を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類に、知事が必要と認める書類を添えて、知事が別に定めるところにより、知事に提出しなければならない。

(1) 中学校における最終学年において、高等学校等に進学を希望する者（以下「予約採用希望者」という。）　様式第１号による教育奨学金貸与申請書（予約採用希望者用）及び様式第２号による家計等調書（教育資金の貸与を受けようとする場合に限る。）又は様式第２号の２による家計調書（奨学金の貸与を受けようとする場合に限る。）

(2) 高等学校等に在学している者（以下「在学採用希望者」という。）　様式第１号の２による教育奨学金貸与申請書（在学採用希望者用）及び様式第２号による家計等調書（教育資金の貸与を受けようとする場合に限る。）又は様式第２号の２による家計調書（奨学金の貸与を受けようとする場合に限る。）

（継続貸与の申請）

第７条　前条（第１号を除く。）の規定は、第５条第５項の規定により引き続いて貸与を受けようとする場合に準用する。ただし、教育資金の貸与を受けている者（緊急採用希望者であって第９条第２項の貸与の決定（教育資金に係るものに限る。）を受けたものが、翌年度においても継続して教育資金の貸与を受けようとする場合にあっては、同条の決定を受けた日の属する年度の末日において、第３条第１項第３号ただし書に規定する事由の発生後１年を経過していない者に限る。）が、翌年度においても継続して教育資金の貸与を受けようとするときは、様式第３号による教育資金貸与継続申請書及び様式第４号による家計等調書（教育資金貸与継続用）を知事が別に定めるところにより、知事に提出することで足りる。

（予約採用希望者に係る貸与の内定等）

第８条　知事は、第６条の規定により予約採用希望者から申請書が提出されたときは、その内容を審査して貸与の可否を内定し、その旨を申請者に通知するものとする。

２　前項の規定により内定を受けた者は、高等学校等に入学したときは、様式第５号による高等学校等入学届にその事実を証明する書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

（貸与の決定）

第９条　知事は、前条第２項の規定により届出が提出されたときは、内定を受けた者について、高等学校等への入学を確認して貸与の可否を決定し、その旨を届出者に通知するものとする。

２　知事は、第６条（第１号を除く。）及び第７条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査して貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（誓約書の提出等）

第10条　前条の規定により教育奨学金の貸与の決定を受けた者は、連帯保証人を２人立て、様式第６号による誓約書を知事に提出しなければならない。

２　前項の場合において、教育奨学金の貸与の決定を受けた者が未成年であるときは、連帯保証人のうち１人は、その者の保護者でなければならない。

３　教育奨学金の貸与を受けている者（以下「教育奨学生」という。）又は受けた者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、様式第７号による連帯保証人変更届を知事に提出しなければならない。

（貸与契約の解除等）

第11条　知事は、教育奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育奨学金の貸与契約を解除するものとする。

(1) 第３条第１項各号（第３号を除く。）又は第４条第１項各号（第３号を除く。）に掲げる要件を欠くに至ったとき。

(2) 虚偽その他不正な方法により教育奨学金の貸与を受けたことが明らかになったとき。

(3) 教育奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

(4) その他教育奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

２　知事は、教育奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで教育奨学金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された教育奨学金があるときは、その教育奨学金は、復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

（借用証書の提出）

第12条　教育奨学生は、前条第１項の規定により教育奨学金の貸与契約を解除されたとき、又は教育奨学金の貸与期間（第５条第５項本文の規定により引き続いて貸与を受ける場合にあっては当該引き続いた期間をいう。）が満了したときは、直ちに様式第８号による借用証書を知事に提出しなければならない。

（返還）

第13条　教育奨学金の貸与を受けた者は、高等学校等を卒業したとき、又は第11条第１項の規定により教育奨学金の貸与契約が解除されたときは、それらの理由が生じた日の属する月の翌月から起算して６月を経過した後、卒業までの期間又は貸与契約が解除されるまでの期間を通じて教育資金のみの貸与を受けた者（次項において単に「教育資金のみの貸与を受けた者」という。）にあっては14年以内に、その他の者にあっては14年以内又は20年以内に、月賦、半年賦又は年賦の均等払いにより、知事が別に定める日までに貸与を受けた教育奨学金を返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

２　教育資金のみの貸与を受けた者の返還する額は、年額にして、貸与を受けた教育資金の額に応じ知事が別に定める額を下回ってはならない。

３　第１項の規定により教育奨学金の返還をしなければならない者（次条の規定により返還債務の履行を猶予された者を除く。）は、その理由が生じた日（同条の規定により返還債務の履行の猶予の申請をした場合には、その申請に対する不承認の通知を受けた日）から起算して15日以内に様式第９号による返還明細書を知事に提出しなければならない。返還する方法又は１回当たりの返還する額を変更する場合も同様とする。

４　前３項の規定にかかわらず、第11条第１項第２号の規定により教育奨学金の貸与契約が解除されたときは、教育奨学金の貸与を受けた者は、貸与を受けた教育奨学金の全額を、知事が別に定める日までに返還しなければならない。この場合において、次条及び第15条の規定は適用しない。

（返還の猶予）

第14条　知事は、教育奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育奨学金の返還債務（履行期の到来していない部分に限る。）の履行を猶予することができる。

(1) 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部、法第１条に規定する大学又は法第124条に規定する専修学校に在学しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により教育奨学金の返還が著しく困難であると認められるとき。

２　前項第２号の規定による返還債務の履行の猶予の期間は１年を限度とする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

３　教育奨学金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、様式第10号による教育奨学金返還猶予申請書に第１項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（返還債務の免除）

第15条　知事は、教育奨学金の貸与を受けた者が死亡し、又は心身の著しい障害により労働能力を喪失し教育奨学金を返還することが困難であると認められるときは、教育奨学金の返還債務の全部又は一部を免除するものとする。

２　知事は、教育奨学金の貸与を受けた者が心身の著しい障害により労働能力に高度の制限を有し、教育奨学金を返還することが困難であると認められるときは、教育奨学金の返還債務の４分の３以内を免除するものとする。

３　教育奨学金の返還債務の免除を受けようとする者は、様式第11号による教育奨学金返還債務免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（延滞利息）

第16条　教育奨学金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく教育奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞利息を納付しなければならない。

（届出）

第17条　教育奨学生又は教育奨学金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届出書にその事実を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。
　様式第12号による住所（氏名）変更届

(2) 休学し、復学し、又は退学したとき。
　様式第13号による休学（復学、退学）届

(3) 転学したとき。
　様式第14号による転学届

(4) 停学又は退学の処分を受けたとき。
　様式第15号による停学（退学）処分届

(5) 教育奨学金の貸与を受けることを辞退するとき。
　様式第16号による教育奨学金辞退届

(6) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。
　様式第17号による連帯保証人住所（氏名）変更届

(7) 高等学校等を卒業したとき。
　様式第18号による卒業届

２　連帯保証人は、教育奨学生又は教育奨学金の貸与を受けた者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、直ちに、様式第19号による死亡（失そう宣告）届にその事実を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（委任）

第18条　この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表　収入基準額表

世帯人員の区分	収　入　基　準　額
１　人	１４３　万円
２　人	２２９
３　人	２６４
４　人	２８６
５　人	３０７
６　人	３２５
７　人	３４１

備　考　世帯人員が７人を超える場合は、１人増すごとに16万円を世帯人員７人の収入基準額に加算する。

静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与実施要綱（本文）

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則（平成17年静岡県規則第１号。以下「規則」という。）に基づき実施する教育奨学金の貸与について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において「校長」とは、予約採用希望者にあっては、在学する中学校の校長をいい、在学採用希望者（緊急採用希望者を含む。）又は継続して教育資金を受けようとする者（以下「継続採用希望者」という。）にあっては、在学する高等学校等の校長をいう。

第２章　教育資金の貸与

（申請の手続）

第３条　教育資金の貸与を受けようとする者（規則第８条第１項の規定により内定を受けた者を含む。以下「教育資金貸与申請者」という。）は、規則第６条又は第７条の規定による書類のほかこの要綱に定める書類を在学する学校の校長に提出する。

２　校長は、提出された書類を確認し、様式第１号による送付文書を添え、高校教育課に提出する。ただし、私立学校については、私学振興課を経由して提出するものとする。

３　県外の中学校又は高等学校等に在学する者は、校長の確認を得て、高校教育課に直接提出する。

（必要書類）

第４条　規則第６条に規定する知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 規則第３条第１項第１号に規定する者の住民票

(2) 県外の中学校又は高等学校等に在学する者は、在学証明書

(3) 規則第３条第１項第３号に規定する収入に関する事実を確認できる書類

ア　勤労収入の場合、前年の源泉徴収票の写し

イ　事業収入の場合、前年の税務署等の受付印のある確定申告書の写し及び青色申告決算書の写し又は市町村長が発行する所得及び課税の状況が確認できる証明書

ウ　年金及び恩給受給者の場合、直近の支給通知書等の写し

エ　生活保護受給者の場合、保護決定通知書の写し

オ　就職又は転職した場合、直近の給与明細書の写し又は様式第２号による給与証明書若しくは様式第３号による収入申告書

カ　失業者の場合、雇用保険受給証明書の写し

キ　退職者又は退職予定がある場合、退職（予定）証明書等の写し

ク　その他該当することを証する書類

(4) 規則第６条第１号に定める家計等調書（規則様式第２号）中２の項目において該当がある場合は、各々の事項について内容又は金額が確認できる書類の写し。また、同項目中ウ、エ及びオのいずれかに該当する場合は、併せて様式第４号による経費内訳調書を提出する。

２　教育資金貸与申請者は、様式第５号により口座振込依頼書（委任状）を提出する。

（貸与要件の確認）

第５条　校長は、教育資金貸与申請者の貸与要件について次の各項の規定により適正に確認するものとする。

２　規則第３条第１項第３号にあっては、次の方法により確認する。

(1) 所得金額　主たる家計支持者の全収入額（年収）から必要経費（勤労収入については、別表１の左欄に掲げる全収入金額（年収）の区分に応じた同表の右欄に掲げる控除額）を控除した金額

(2) 認定所得金額　所得金額から規則様式第２号による家計等調書により別表２における区分及び特別の事情に応じた同表の特別控除額を控除した金額

(3) 認定所得金額が、収入基準額を超える場合で、その超える金額が収入基準額の10パーセント以内の場合、人物及び学力ともに優れていると認められる者であって、次の各号のいずれかに該当するものにあっては、規則第３条第１項第３号の規定によらず、特例として申請することができる。この場合、家計等調書の所見欄にその旨を記入しなければならない。

ア　主たる家計支持者が原子爆弾により被爆した人であって、原爆被爆者健康手帳を所持している者の子女

イ　長期に療養を要する人のいる世帯に属する者

ウ　災害、病気、その他の事故等により主たる家計支持者を失った者（生別又は死別のほか心身の機能に高度の障害を残して労働能力を喪失した場合を含む。）

エ　中国帰国孤児の子女

オ　障害を有する者で学業を確実に修了できる見込みのある者又は障害があるために支出を必要とする者のいる世帯に属する者

(4) 緊急採用希望者にあっては、次の各号のいずれかの場合に該当し、当該理由が発生したときから１年以内である者
ア　主たる家計支持者が会社等の倒産等により解雇され、又は早期退職した場合若しくは再就職したが収入が著しく減少している場合
イ　主たる家計支持者が死亡又は離別した場合
ウ　主たる家計支持者が破産手続開始の決定を受けた場合
エ　病気、事故、会社が倒産又は経営不振その他家計急変の理由により、申請者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合
オ　火災、風水害、震災等の災害により災害救助法又は天災融資法等の適用を受ける著しい被害若しくはこれらの災害に準じる程度の被害を受けたことにより、教育資金貸与申請者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合

3　規則第３条第１項第４号にあっては、次の基準及び方法により確認する。
(1)「態度及び行動が生徒にふさわしい者」とは、校内及び校外の生活を通じて、規律を重んじ、向学心に富み、意志が固く、かつ、道徳的悪傾向（虚偽、利己、放逸、怠惰、無責任等）がないと認められる者をいう。
(2)「良識ある社会人」とは、社会人として健全な社会生活を営んでいくことができ、教育資金の返還についても十分な責任感があると認められる者をいう。
(3) 校長は前２号の基準について、校長、学年主任、担任等による所見、その他学校における諸記録、生徒指導要録等を参照して次の５段階で評価する。
ア　教育奨学生として特に優れている。
イ　教育奨学生として優れている。
ウ　教育奨学生として適している。
エ　教育奨学生として努力がいる。
オ　教育奨学生としてかなり努力がいる。

4　規則第３条第１項第６号に規定する学習成績の評定は、次の各号の区分に応じ、確認する。ただし、単位制による課程については、学年を年次と読み替える。
(1) 予約採用希望者　中学校第１学年から第２学年までの学習成績の評定を、全履修教科について平均した値が原則 3.5 以上であり、かつ、高等学校等へ進学後も特に優れた学習成績を修める見込みがあること。
(2) 在学採用希望者の第１学年に在学する者　申請時までの高等学校等の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が原則 3.0 以上であること。ただし、高等学校等における学習成績が未評定である場合は、中学校における最終学年の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が原則 3.5 以上であること。なお、高等学校の専攻科においては、中学校を高等学校等に読み替え、原則 3.0 以上であることとする。
(3) 在学採用希望者の第２学年以上に在学する者　申請時に在学する学年を含む２年（２年未満の場合は、申請時まで）の高等学校等における学習成績の評定を全履修科目について平均した値が原則 3.0 以上であること。
(4) 前３号のいずれかの規定に該当しない者であっても、特に人物が優れ、かつ、教育資金を貸与することによって特に優れた学習成績を修める見込みがあると認められるものであり、次の各号のいずれかに該当する者にあっては、特例として申請することができる。この場合、家計等調書の所見欄にその旨を記入しなければならない。
ア　主たる家計支持者が原子爆弾により被爆した人であって、原爆被爆者健康手帳を所持している者の子女
イ　災害、病気、その他の事故等により主たる家計支持者を失った者（生別又は死別のほか心身の機能に高度の障害を残して労働能力を喪失した場合を含む。）
ウ　中国帰国孤児の子女
エ　申請時を含む１年以内において火災、風水害等により著しい被害を受けた者及び著しい被害を受けた者の子女。ただし、被害が特に著しい場合に限り、申請時を含む２年以内を対象とすることができる。
オ　生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者
カ　障害を有する者で学業を確実に修了できる見込みのあるもの
キ　高等学校等の第１学年に在学する者で、高等学校等の入学者選抜検査等の選考順位が、当該入学者全員の上位１/２以内であると認めるもの（在学採用希望者に限る。）
(5) 緊急採用希望者にあっては、高等学校等における勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認める者

5　規則第７条に規定する継続採用希望者については、別に定める方法により確認するものとする。

（貸与の開始等）
第６条　予約採用希望者、在学採用希望者及び継続採用希望者については、別に定める期日までに提出された申請に対しては、当該年度の４月分から貸与するものとし、それ以外（緊急採用希望者を除く。）の申請に対しては、申請のあった日の属する月の分から貸与するものとする。
2　緊急採用希望者の申請に対しては、家計急変の理由が生じた月以降で希望する月分から貸与するものとする。この場合、当該年度内を限度として遡ることができるものとする。

（教育資金の振込期日）
第７条　教育資金は、規則第５条第３項及び第４項に規定する月の末日までに口座振替の方法により貸与するものとする。

（在学確認）
第８条　校長は、教育奨学生について退学等の異動が生じた場合は、様式第１号に当該届出に関する書類を添え、速やかに高校教育課に報告するものとする。

（通学による区分）
第９条　規則第５条第１項表に定める通学に関する定義は、次のとおりとする。
(1)「自宅通学」とは、教育資金貸与申請者が、その者の主たる家計支持者と同居しているとき又はこれに準ずると認めるときをいう。
(2)「自宅外通学」とは、前号以外の場合をいう。

（返還）
第10 条　規則第 13 条第１項に規定する知事が別に定める日は、次の各号のとおりとする。ただし、末日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日とする。
(1) 月　賦の場合　各月の 27 日
(2) 半年賦の場合　１月及び７月の 27 日
(3) 年　賦の場合　１月の 27 日

2　規則第 13 条第２項に規定する知事が別に定める額は、別表３の左欄に掲げる貸与を受けた金額の範囲に応じ、貸与を受けた金額を右欄に掲げる割賦金の年額で除して得た年数以内（小数点以下切捨て）に返還できる額とする。
3　第１項各号に規定する場合に応じて第２項により算出した１回当たりの返還金額に円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切捨てた金額を１回当たりの返還金額とし、端数金額については最終回に返還するものとする。

（返還の猶予）
第11 条　規則第 14 条第１項第２号に規定するその他やむを得ない理由は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 生活保護法による生活保護を受けている者
(2) 規則第14 条第１項第１号以外の各種学校、放送大学の選科又は科目履修生
(3) 規則第14 条第１項第１号及び前号における学校（以下「学校」という。）の聴講生又は研究生若しくは研究に従事している者
(4) 外国にあって国内における学校と同程度の学校に在学し又は研究に従事する者
(5) 学校に入学又は受験の準備中である者
(6) 失業中である者
(7) 給与所得者の場合は年間収入金額が 250 万円以下の者、給与所得者でない場合は１年間の総収入額から必要な経費を控除した金額（年間所得金額）が 150 万円以下の者
(8) その他真にやむを得ない理由があって返還が困難であると認められる者

（返還債務の免除申請）

第12条　規則第15条第１項の心身の著しい障害により労働能力を喪失したと認められる基準は、別表４の第１級に掲げる程度のことをいう。

２　規則第15条第２項の心身の著しい障害により労働能力に高度の制限を有することとなったと認められる基準は、別表４の第２級に掲げる程度のことをいう。

３　規則第15条第３項に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 死亡によるときは戸籍抄本又は公的な証明書

(2) 心身の著しい障害によるときは、様式第６号によるその事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書

４　本人が死亡したときは、相続人、法定代理人又は連帯保証人が申請することができる。

５　同一要件において、再度教育資金の返還債務の免除を受けることはできない。

６　貸与を受ける以前に、別表４に掲げる程度にある者は、同一要件において、教育資金の返還債務の免除を受けることはできない。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、教育資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

第３章　奨学金の貸与

（申請の手続）

第14条　奨学金の貸与を受けようとする者（規則第８条第１項の規定により内定を受けた者を含む。以下「奨学金貸与申請者」という。）は、規則第６条及びこの要綱に定める書類を在学する学校の校長に提出する。

２　校長は、提出された書類を確認し、様式第１号による送付文書を添え、高校教育課に提出する。ただし、私立学校については、私学振興課を経由して提出するものとする。

３　県外の中学校又は高等学校等に在学する者は、高校教育課に直接提出する。

（必要書類）

第15条　規則第６条に規定する知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 規則第３条第１項第１号に規定する者の住民票

(2) 県外の中学校又は高等学校等に在学する者は、在学証明書

(3) 規則第４条第１項第３号の各号に規定する者は、前年度又は当該年度において貸与の要件とするところの事実を確認できる書類

ア　生活保護の決定通知の写し又は福祉事務所長若しくは健康福祉センター所長が発行する生活保護を受けたことの証明書

イ　市町村長が発行する所得（課税）証明書（ただし、障害者、老年者、寡婦（夫）等の本人該当事項及び社会保険料等の所得控除の内訳が記載されたものに限る。）

ウ　市町村長が発行する市町村民税の減免を通知する書類の写し及び所得の状況が確認できる証明書

エ　勤労収入の場合、申請者の属する世帯で当該収入に該当する者全員の源泉徴収票の写し又は市町村長が発行する所得及び課税の状況が確認できる証明書

オ　事業収入の場合、申請者の属する世帯で当該収入に該当する者全員の税務署等の受付印のある確定申告書の写し及び青色申告決算書の写し又は市町村長が発行する所得及び課税の状況が確認できる証明書

カ　エ又はオの収入を証明する書類が、家計急変等の正当な理由で提出することができない場合は、様式第２号による給与証明書、その提出も困難な場合は様式第３号による収入申告書又はその他収入状況等の事実を確認できる書類

キ　その他該当することを証する書類

(4) 貸与の要件として、規則第４条第１項第３号エに該当する者で、同規則第６条第１項第１号に定める家計調書（規則様式２号の２）中２から５の項目において該当がある場合は、各々の事項について内容及び金額が確認できる書類の写し

２　奨学金貸与申請者は、様式第５号により口座振込依頼書（委任状）を提出する。

（貸与要件の確認）

第16条　校長は、奨学金貸与申請者の貸与要件について適正に確認しなければならない。

（貸与の開始等）

第17条　予約採用希望者及び在学採用希望者の申請については別に定める期日までに提出された申請に対しては、当該年度の４月分から貸与するものとし、それ以外の申請に対しては、申請のあった日の属する月の分から貸与するものとする。

（返還）

第18条　規則第13条第１項に規定する知事が別に定める日は、次の各号のとおりとする。ただし、末日が金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日とする。

(1) 月　賦の場合　各月の27日

(2) 半年賦の場合　１月及び７月の27日

(3) 年　賦の場合　１月の27日

２　前項により算出した１回当たりの返還金額に円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切捨てた金額を１回当たりの返還金額とし、端数金額については最終回に返還するものとする。

（準用規定）

第19条　この場合において、第７条、第12条及び第13条に「教育資金」とあるのは、「奨学金」と、第９条に「教育資金貸与申請者」とあるのは、「奨学金貸与申請者」と読み替えるものとする。第７条から第９条まで、第11条から第13条までの規定は、奨学金に、これを準用する。

別表１（第５条関係）勤労収入の場合における控除額

全収入額（年収）	必要経費（控除額）
400万円以下の場合	年間収入金額×0.2＋263万円
400万円を超える878万円以下の場合	年間収入金額×0.3＋223万円
878万円を超える場合	486万円

備考１　収入金額が329万円以下の控除額は、収入金額と同額とする。

２　万円未満は、四捨五入とする。（別に定める「給与所得金額早見表」参照）

別表２（第５条関係）特別控除額表

区分	特別の事情			特別控除額	
A世帯を対象とする控除	(1) 母子・父子世帯			49万円	
	(2) 就学者のいる世帯（児童・生徒・学生1人につき）	小学校		8万円	
		中学校		16万円	
				自宅通学	自宅外通学
		高等学校	国公立	28万円	47万円
			私立	41	60
		高等専門学校	国公立	36	55
			私立	60	80
		大学	国公立	59	102
			私立	101	144
		専修学校 高等課程	国公立	17	27
			私立	37	46
		専修学校 専門課程	国公立	22	62
			私立	72	112
	(3) 障害のある人のいる世帯	障害のある人1人につき		86万円	
	(4) 長期に療養を要する人のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額			
	(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額（ただし、71万円を限度とする）			
	(6) 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額			
B本人を対象とする控除	教育資金貸与申請者本人が高等学校等に在学している場合（ただし、予約採用希望者の場合は一律28万円）			自宅通学	自宅外通学
		高等学校	国公立	28万円	47万円
			私立	41	60
		専修学校高等課程	国公立	17	27
			私立	37	46

備考　1　A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除は、教育資金申請者本人分は含めない。

2　A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。

別表３（第10 条関係）返還年数算出表

貸与を受けた金額の範囲	割賦金の年額
２００，０００円以下	３０，０００円
２０１，０００円以上　４００，０００円以下	４０，０００円
４０１，０００円以上　５００，０００円以下	５０，０００円
５０１，０００円以上　６００，０００円以下	６０，０００円
６０１，０００円以上　７００，０００円以下	７０，０００円
７０１，０００円以上　９００，０００円以下	８０，０００円
９０１，０００円以上１，１００，０００円以下	９０，０００円
１，１０１，０００円以上１，３００，０００円以下	１００，０００円
１，３０１，０００円以上１，５００，０００円以下	１１０，０００円

表４（第12条関係）

心身の障害の程度	番号	心身の障害の状態
第１級	1	常時心神喪失の状況にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの
第２級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしゃく及び言語又はそしゃく若しくは言語の機能に著しい障害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の五つの指又は親指及び人差指をあわせて四つの指を失ったもの
	10	足の指を全部失ったもの
	11	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
	13	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの

備考　１　各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。
２　視力を測定する場合においては、屈折異常のものについてはきょう正視力により、視表は、万国式試視力表による。

問合せ先
（提 出 先）

★県内の学校に在学している方
→在学する学校の教育奨学金担当者

★県外の学校に在学している方
→静岡県教育委員会高校教育課

郵便番号　４２０－８６０１
所 在 地　静岡市葵区追手町９番６号
電話番号　０５４（２２１）３１７１
FAX番号　０５４（２５１）８６８５
E-Mail　kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-050a/